

久慈市議会基本条例運用基準

平成 26 年 3 月 24 日
議会改革推進会議決定

1 趣旨

この基準は、久慈市議会基本条例(平成 26 年久慈市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

2 議会活動の検証

条例第 3 条第 1 項第 4 号の規定による議会活動の検証にあたっては、議会活動チェックシート（様式第 1 号）により行うものとする。

3 所信表明の機会

条例第 6 条第 2 項及び第 14 条第 3 項の規定による所信を表明する機会については、別に定める「正副議長及び正副委員長の選出に係る所信表明実施要領」により行うものとする。

4 請願及び陳情提出者の意見陳述

条例第 8 条第 2 項に規定する意見陳述については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 請願及び陳情提出者が意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書（様式第 2 号）により議長に申し出るものとする。
- (2) 議長は、意見陳述にあたり請願及び陳情提出者に、審査の日時、場所その他必要な事項を口頭または文書により通知するものとする。

5 かだつて会議

条例第 8 条第 3 項に規定する「かだつて会議」については、別に定める「かだつて会議実施要綱」により行うものとする。

6 議会報告会

条例第 8 条第 4 項に規定する議会報告会については、別に定める「議会報告会と市民との意見交換会開催要綱」により行うものとする。

7 一問一答

条例第 11 条に規定する一問一答については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般質問において再質問者または関連質問者は、1 問ごとに発言許可を得るものとする。
- (2) 委員会での議案質疑においては、1 問ごとに発言許可を得るものとする。

8 反問権

条例第12条に規定する反問権については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 反問は、質疑及び質問に対して行うことができる。
- (2) 反問には、単に語句を聞き直す程度のものその他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める反論を含むものとする。
- (3) 反問できる回数は、議長及び委員長の裁量とする。
- (4) 反問及び反問に対する答弁に要する時間は、質問の持ち時間に含まないものとする。
- (5) 議長及び委員長は、反問の内容がそぐわないと認めるときは、注意し、なお従わない場合は反問を制止することができる。
- (6) 反問権を行使しようとするときは、起立して「議長、反問権」と呼び、議長及び委員長の許可を得るものとする。
- (7) 質問した議員は、反問に対し答弁しなければならない。

9 議員間討議

条例第13条に規定する議員間討議については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 議員間討議は、議会の会議において議長及び委員長が判断し、開始するものとする。
- (2) 議長または委員長は、議員間討議の間、市長等を退席させることができる。
- (3) 市長等は発言に加わらないものとする。ただし、議長または委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 議員間討議には発言回数、時間制限を設けないものとする。
- (5) 議員間討議の終結は、議長または委員長が決定するものとする。

10 議会改革推進会議

条例第26条に規定する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 推進会議の構成
 - ア、推進会議の委員は、議長、副議長、各会派代表者、議会運営委員長、広聴広報特別委員長、会派に属さない議員のうち1人をもって構成する。
 - イ、推進会議に、座長1人、副座長1人を置く。
 - ウ、座長は、議長とし、副座長は、副議長とする。
- (2) 推進会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 上記（1）から（3）に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

議会活動チェックシート

(様式第2号)

意見陳述申出書

平成 年 月 日

久慈市議会議長 様

請願・陳情者 住 所
氏 名
連絡先

印

平成 年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述を希望します。

記

1 請願・陳情名

--

2 意見陳述を行う方の氏名等

住 所	
氏 名	

※上記の請願・陳情者と異なる場合のみご記入ください。

正副議長及び正副委員長の選出に係る所信表明実施要領

1 趣旨

議会基本条例第6条第2項及び第14条第3項の規定に基づき、所信表明の実施に関し、必要な事項を定める。

2 所信表明の申し出

- (1) 所信表明を行おうとする者は、所信表明を行う旨の宣告があったとき、挙手により申し出るものとする。
- (2) 複数人からの申し出がある場合は、議席番号の若い順から所信表明を行うものとする。

3 所信表明の運営

- (1) 所信表明は、演壇において、1人10分以内で行う。
- (2) 進行は、所信表明を行う議員以外で年長の議員が行うものとする。
- (3) 所信表明に際し、要旨等あらゆる書類は配布しないものとする。
- (4) 所信表明に対し、拍手または野次その他の方法により賛意、反意を表してはならない。
- (5) 所信表明に対する応援演説及び質疑は行わないものとする。

4 地方自治法との関係

所信表明は、正副議長職及び正副委員長職の対象者を法的に限定するものではなく、所信表明を行う者以外の議員に対する投票も有効である。

5 協議

この要領に定めるもののほか、所信表明に関し必要な事項は、議会改革推進会議において協議のうえ定めるものとする。

6 進行の例

日程第〇、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は議会基本条例第6条第2項の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確化し、議会の透明性を確保することで、市民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。

議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。議長職を志願する議員は挙手願います。

[志願者挙手]

それでは、志願者の発言を許します。仮議席の若い順から登壇願いますので、〇〇議員お願いいいたします。

[志願者発言]

次に、〇〇議員お願いいいたします。

[志願者発言]

以上で、議長志願者の発言が終わりました。

議員各位に申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明を行わなかった議員に対する投票も有効となります。ご承知願います。

日程第〇、議長の選挙を行います。

かだって会議実施要綱

1 趣旨

久慈市議会基本条例（平成26年久慈市条例第8号）第8条第3項の規定に基づき、「かだって会議」の実施に関し、必要な事項を定める。

2 開催

「かだって会議」の開催に関する全ては、議会改革推進会議において協議、内定するものとする。また、議会事務局は開催に係る事務を補佐する。

開催にあたっては、行政・議会・市民の久慈市に住んでいる誰もが共有できる久慈市に関するテーマや課題を設定し、開催時期等を協議するものとする。

3 メンバー構成

「かだって会議」のメンバーは、議員、市民、久慈市に縁のある方の他に、市内外を問わず久慈市に興味をもっている方、専門的知見を有する者をもって構成することができる。

構成は、テーマや課題に応じ、その都度適当な人数により構成するものとする。なお、メンバーの選定については、構成人数の概ね半分を議員の中から選出し、議員以外は公募、推薦により行うものとする。

4 会議の運営理念

「かだって会議」では、メンバー全員がやりがいと主体性をもって参画でき、現場の最前線にいる人、深い専門知識を持っている人など、異なる立場からの多様な意見やアイディアを生かしていくことを重要とする。

5 会議の進め方

議会の会議における一般的な運営ルールや進行方法で行うのではなく、会議の場作り、空間作りを最も大切にした運営に努め、活き活きした話し合いにするための工夫に努めるものとする。

6 会議の事後報告

会議で得られた考え方や結論は公表するものとする。また、議会はその考え方や結論を十分に踏まえた議会活動に努めなければならない。